

**駐車場附置義務条例の見直し（案）に寄せられたご意見の概要と
ご意見に対する本市の考え方について**

意見数：4名 17件

●見直し全般に関するご意見 【3件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	今回の見直し（案）は、理に適っているものとする。	/
2	都心の良好なまちづくりや公共交通利用促進を目的とした条例の見直しに賛成である。	
3	今回の見直し（案）は、時世にかなった方向であり、賛同する。	

●項目1に関するご意見

（一般車駐車施設の床面積あたり義務付け台数算定基準（原単位）の緩和）【1件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
4	一般車の駐車施設は、事業者が必要だと考える分を整備するだけで十分確保されており、床面積に応じて駐車施設の附置を義務付けることは不要である。障害者等のための駐車施設と、荷さばきのための駐車施設の附置だけを義務付ければ十分である。	本条例では、駐車需要への対応や違法路上駐車防止を図るために駐車施設の附置を義務付けております。近年の駐車需給や今後の土地利用の見通し等を考慮した上でも、事業者に対して一定数の駐車施設の附置を義務付けることが必要であると考えており、今回の見直し（案）については、最低限必要な供給台数を確保されるように床面積に応じた義務付け台数を算定しております。

●項目3に関するご意見

（公共交通利用促進策による義務付け台数の特例低減制度の新設）【2件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
5	制度については賛成であるが、仙台駅西口周辺では、低減係数をさらに高く設定した方がよい。	今回の見直し（案）における低減係数は、公共交通の利用しやすい条件に関するアンケート調査結果を参考に設定しており、妥当であると考えております。今後特例制度を運用していく中で、駐車施設の利用実態等の把握に努めてまいります。
6	地下鉄駅周辺の沿線開発の促進に繋げるため、適用区域を拡大し、泉中央地区や長町地区などの拠点地区にも適用できるようにすべき。	今回の見直しは、主に都心における土地や建物の有効活用と都心再構築に資する良好なまちづくりの誘導を目的としているため、駐車場整備地区等における制度としております。今後駐車場整備地区等において特例制度を運用していく中で、それ以外の地区も含め、駐車施設の利用実態等の把握に努めてまいります。

●**項目4**に関するご意見

(建築物の敷地以外へ駐車施設を附置する場合の距離等の要件の見直し)【1件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
7	一般車駐車施設の要件を見直すことについては賛成する。一方、荷さばき駐車施設についての今後の対応について示してほしい。	現行条例では、一定規模以上の建築物に対して、荷さばき駐車施設の附置を義務付けているところであります。 都心部の荷さばきの状況については、定期的に確認を実施しており、路上荷さばきに起因する周辺交通への著しい影響が生じていないことから、今回の条例改正では、荷さばき駐車施設に関する規定の見直しを行いません。引き続き現行条例の適用を進めていく中で、荷さばきの状況等の把握に努めてまいります。

●**項目5**に関するご意見(駐車マスの規模の見直し)【1件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
8	今回の一般車用駐車マスの規模の見直しには賛成する。さらに、車いす利用者の駐車施設のバリアフリー化を促進するため、パーキング・パーミット制度の普及に繋がる見直しも必要であると考えます。	パーキング・パーミット制度については、平成30年9月3日から宮城県において「ゆずりあい駐車場利用制度」として実施されており、本市の所管施設についても、本制度の協力施設として登録しております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

●**項目7**に関するご意見(駐車施設の附置に関する市への届出制度の新設)【2件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
9	見直し後の基準は、既存の建築物にも適用できるのか。	既存の建築物についても、駐車施設の附置に関する市へ届出することにより、見直し後の基準の適用を受けることができるようになります。
10	既存の駐車場を勝手に廃止・減数することがないように、廃止・減数に関する手続きについて規定すべき。	既存の建築物について、義務付け台数等に関する見直し後の基準の適用を受ける場合、届出が必要となる旨を条例により規定する予定です。

●**駐車場附置義務条例に関するその他のご意見**【4件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
駐車場出入口の設置に関する規制について【1件】		
11	仙台市中心部は幅員の広い歩道も多く、歩行者交通量も多いことから、駐車場出入口を幅員の広い歩道に設置させないように規制すべき。	今回の見直しにより、幅員の広い歩道に限らず、都心部全体の駐車場出入口の抑制に資すると考えております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
公共駐車場の適正な配置について【1件】		
12	市役所本庁舎をはじめ公共施設の老朽化に伴う建替計画が取り上げられており、既存の市営駐車場も老朽化している。公共施設の更新等に合わせて、公共駐車場の適正な配置についても検討すべき。	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

●駐車場附置義務条例に関するその他のご意見（つづき）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
民間駐車場の建て替え促進について【1件】		
13	民間駐車場の老朽化に伴い、比較的便利な駐車場が喪失し、不便な駐車場が残っていくことが想定される。民間駐車場の改修等がしやすい環境整備について検討してほしい。	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
用途の適用について【1件】		
14	本条例において、マンション（集合住宅）は「非特定用途」に該当するとの解釈で良いか。	マンション（集合住宅）は「非特定用途」となります。

●関連制度に関するご意見【3件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
「仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」について【2件】		
15	「仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」における義務付け台数や敷地外駐車場までの距離についても、同時期に見直しをしてほしい。	当条例においては、入居者等が周辺の路上に駐車することを防ぎ、安全で快適な住環境の保全・形成などを目的としております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
16	同条例において、既存の駐車場の廃止、減数に関する手続きについて規定すべき。マンション管理組合が駐車場を勝手に廃止、減数しても良いのか。	当条例においては、入居者等が周辺の路上に駐車することを防ぎ、安全で快適な住環境の保全・形成などを目的としていることから、設置した駐車場については、適切に維持管理いただきますようお願いいたします。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」について【1件】		
17	近年シェアサイクルが普及しているが、利用しやすい駐輪施設が少ない。駐輪施設の整備を推進するために、「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」の見直しも必要である。	都心部の駐輪施設につきましては、市営駐輪場として、比較的規模の大きい地下駐輪場や短時間利用を想定した路上駐輪場等を整備しております。また、当条例に基づき、一定規模以上の建物の新築や改築を行う事業者に対し、用途と面積に応じた駐輪場の設置を義務付けているところです。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。